

# 使用料・手数料の見直しに関する基本方針

一宮市長 中野 正康

## はじめに

一宮市では、市民の皆様生きがいを持ち、充実した生活を送っていただくため、多くのスポーツ施設、文化施設などを整備しています。老朽化の進んでいる施設もあり、これらを管理・運営していくためには、多額の費用が必要となっています。施設にかかる費用は、「使用料」として、使用される方に応分の負担をしていただくことが望ましいと考えております。

また、市では、住民票や各種証明の発行、児童クラブの利用などのサービスを提供していますが、こういったサービスを提供するために必要となる費用をまかなうべき「手数料」についても、同じ考え方があてはまります。

使用料・手数料が実際の費用に比べて不足する場合、足りない費用は市民の皆様の税金によって補てんするので、その金額が大きい時など、行政サービス等を利用する方と利用しない方との間で不公平感を生じさせるおそれがあります。

市の使用料・手数料は30年以上すえ置きとなっているものも多くあります。この30年間、物価や人件費は上昇傾向で推移<sup>1</sup>し、消費税の導入と段階的な引き上げも含めて、施設の維持管理・運営や行政サービスの提供にかかる費用は増加していますが、使用料・手数料の金額は、すえ置いてきました。

今回、できるだけ市民の皆様公平感をもっていただけるよう、使用料や手数料の額を見直すこととし、その基本的な考え方を、お示しすることにしました。

一方で、今まで以上に行財政改革を進め、サービスの充実に努めることは言うまでもありません。市の歳出予算は増加の一途をたどっていますが、平成29年度からは、全ての事業について例外なく見直し、削減なくして予算の増額は認めないという考え方に立って、定率で減額した予算の上限を示し、その増加を抑える努力をしてきました。

来年度は、定率での減額を示すことは行いません。各事業の担当であるそれぞれの部・課において改めて費用対効果を厳格に検証し、「選択」と「集中」を念頭に真に必要な予算計上に努め、効果が認められない事業は廃止を含めて積極的に見直すよう徹底します。

選挙公約において次世代へ持続可能な財政を目指すことを掲げましたが、持続的な公共施設の維持管理や健全な行財政運営をしていくために必要なこととなりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

<sup>1</sup> 最低賃金2倍以上。消費者物価指数1.2倍以上。

## 共通事項について

### 使用料・手数料に共通する基本的な考え方

#### (1) 受益と負担の公平性の確保

サービスの利用者との他の納税者との負担の公平性を確保するため、各サービスの個別事情を考慮した上で「受益者負担」と「公費負担」の割合を定め、利用者に応分の負担を求めることにします。

#### (2) 同一または類似のサービス間の調整

同一または類似のサービスを提供する場合は、各サービスの個別事情を考慮した上でわかりやすい金額となるように調整をします。

#### (3) 段階的な金額改定等による利用者負担の軽減

使用料・手数料の基本的な考え方により算出した「受益者に負担していただきたい額」が、改定前の金額に比べ増額幅が大きい場合は、利用者の急激な負担増加を避けるため、激変緩和措置を設けます。

## 使用料について

### 1 基本的な考え方

#### (1) 近隣・同規模自治体や市場価格との乖離の防止

民間企業や近隣または同規模自治体等の同種・類似の施設の使用料と比較し、その金額から著しく乖離することのないよう配慮します。

#### (2) 施設にかかる費用から受益者に負担していただきたい額を試算

一定の「施設にかかる費用（原価）」に、施設サービスの性質等に応じて設定した「受益者負担割合」を乗じて、受益者に負担していただきたい額を試算し、比較・検討します。（P3：受益者に負担していただきたい額の算出方法参照）

#### (3) 無料施設の有料化の検討

現在無料で利用できる施設についても、受益者負担の観点から、各施設の個別事情を考慮した上で使用料を徴収することができないか検討をしていきます。

#### (4) 段階的な金額改定等による利用者負担の軽減

段階的な金額改定等による利用者負担の軽減のための措置として、改定前の使用料の150%を上限として改定することにします。ただし、使用料が少額の場合は除きます。

#### (5) 減免制度の見直し

減免制度は一定の必要性があるものの、受益者負担の原則の例外的取扱いであるため、不適切な制度や運営は、負担の公平性を損なうおそれがあります。そこで、施設ごとに利用目的や利用者の状況を考慮して、真に必要な減免制度となるよう見直すことを基本とします。

## 2 適用対象施設

地方自治法第 225 条に基づき、使用料を徴収する公の施設とします。  
ただし、次の施設は対象外とします。

- ・法令等により、全国で統一的な基準等があり、本市独自で使用料の設定・変更ができない施設  
（小・中学校（学校開放施設を除く）、図書館、市営住宅等）
- ・独立採算が求められる企業会計の施設  
（病院施設、上下水道施設）

## 3 受益者に負担していただきたい額の試算方法

### (1) 計算式

$$\boxed{\text{受益者に負担していただきたい額(円)}} = \boxed{\text{施設にかかる費用(原価) (円)}} \times \boxed{\text{受益者負担割合(%)}}$$

### (2) 施設にかかる費用（原価）の内容

施設に係る費用は、「施設維持・運営・管理に要する費用」と「取得及び建設に要する費用」の2つに分類する事ができます。

受益者負担の対象とする原価は、「施設維持・運営・管理に要する費用（ランニングコスト）」の全てと「取得及び建設に要する費用（イニシャルコスト）」のうち減価償却費とします。（下表参照）

費用の区分	主な費用	原価算入
施設維持・運営・管理に要する費用（ランニングコスト）	人件費、光熱水費、修繕料、消耗品費、委託料等	原則、全て算入
取得及び建設に要する費用（イニシャルコスト）	工事請負費（減価償却費）、用地取得費等	減価償却費のみ算入

### (3) 施設にかかる費用（原価）の算出方法

施設の利用形態により、次のいずれかの方法で計算します。

#### a 貸室等（会議室、ホール、体育室等）

会議室のように、屋内の一定のスペースを占有して利用する施設は、1㎡1時間あたりの原価を計算した上で、利用面積を乗じて1室1時間あたりの原価を計算します。

$$\begin{aligned} 1 \text{ m}^2 \text{ 1 時間あたり原価} &= \text{施設の年間原価} \div \text{延床面積} \div \text{年間利用可能時間} \\ 1 \text{ 室 1 時間あたり原価} &= 1 \text{ m}^2 \text{ 1 時間あたりの原価} \times \text{利用面積} \end{aligned}$$

b 個人利用施設（プール、入浴施設、博物館等）

プールのように、一定のスペースを不特定多数の人が利用する施設は、利用者1人あたりの原価を計算します。

$$1人あたり原価 = 施設の年間原価 \div 延床面積 \times 利用面積 \div 年間利用者数$$

c 屋外の体育施設（野球場、テニスコート等）

野球場のように、屋外の一定のスペースを占有して利用する施設は、施設の1面（区画）1時間あたりの原価を計算します。

$$1面（区画）1時間あたり原価 = 施設の年間原価 \div 利用可能面（区画）数 \div 年間利用可能時間$$

(4) 受益者負担割合

公共施設には様々な施設があり、設置背景や目的、サービス内容が異なることを踏まえ、サービスの種類ごとに、公費と受益者（利用者）の負担割合を検討する必要があります。

そこで、必要性・市場性の観点から各施設を受益者負担割合別に9項目に分類し試算します。

- I 必要性：各年代の市民が社会生活を営む上で、生活水準を確保するために必要な施設であるかどうか。
- II 市場性：民間でも類似・同種のサービスが提供されているか、または、相当の収益性があり、施設の使用料等をもって施設を運営することが期待できる施設かどうか。

受益者負担割合

		I 必要性		
		大	←————→	小
II 市場 性	大	① 受益者 50% 公費 50%	② 受益者 75% 公費 25%	③ 受益者 100% 公費 0%
	↑	④ 受益者 25% 公費 75%	⑤ 受益者 50% 公費 50%	⑥ 受益者 75% 公費 25%
	小	⑦ 受益者 0% 公費 100%	⑧ 受益者 25% 公費 75%	⑨ 受益者 50% 公費 50%

試算に用いる主な施設の受益者負担割合：

プール、スケート場・・・② 75%

文化系ホール、博物館、体育館、入浴施設・・・⑤ 50%

会議室・・・⑥ 75%

学校(開放施設を除く)・・・⑦ 0%

※同じカテゴリーの施設であっても、個別の施設の設置趣旨等により望ましい負担割合は異なることがあります。

## 手数料について

### 1 基本的な考え方

(1) サービスの提供にかかる費用から受益者に負担していただきたい額を算定  
原則、そのサービスの提供にかかる費用のうち直接経費（原価）について、  
受益者に負担していただくこととします。

(2) 段階的な金額改定等による利用者負担の軽減

段階的な金額改定等による利用者負担の軽減のための措置として、改定前  
の手数料の150%を超えるものは、経過期間を設けることにします。

### 2 適用対象事務

地方自治法第227条に基づき、手数料を徴収する事務とします。

ただし、法令等により、全国で統一的な基準等があり、本市独自で設定・変更  
ができないものについては、見直しの対象外とします。

### 3 受益者に負担していただきたい額の算出方法

そのサービスの提供にかかる費用のうち直接経費（原価）の内容

$$\boxed{\text{原価（円）}} = \boxed{\text{人件費（1分あたり）} \times \text{処理時間（分）}} + \boxed{\text{その他の経費} \div \text{年間処理件数}}$$

区分	積算基礎
1分あたり 人件費	一般行政職（課長補佐職以下）の平均人件費から、1分あたり 人件費を求めることとします。平均人件費は、政令（国）と考え 方を統一するため、普通交付税の単位費用の積算方法を基礎とし ます。 【1分あたり人件費＝平均人件費÷244日÷7時間45分】
その他の 経費	賃金、消耗品費、印刷製本費等の、そのサービスの提供にかか る直接経費（そのサービスの提供のみにかかる経費）※の合計額 とし、間接経費（各種行政システムの保守費用・賃借料など）は 含めないこととします。 ※ サービスの提供そのものを委託している場合は、その委託料を含めます。

## おわりに

市を取り巻く環境は、社会・経済状況や人口の状況など、めまぐるしく変化しています。さらに、令和3年度には中核市へ移行します。

使用料・手数料における受益者負担の公平性を確保・維持するためには、負担の状況を把握するとともに、費用対効果の観点から、そのサービス自体の有効性を計ることが求められます。

よりスリムな予算、そしてコンパクトな市役所を目指すため、概ね4～5年ごとに受益者負担の見直しを継続し、市民の皆様のニーズに沿ったサービスの提供に努められるよう、努力してまいります。